

平成 26 年度 法学既修者コース B 日程第 2 次選抜 公法系科目出題意図及び採点講評

問題 1

【出題意図】 検閲と事前抑制というオーソドックスな出題を行い、憲法学習の基本事項がしっかり理解されているかを問う。税関検査などの関連判例も動いており、依然として教科書検定制度は社会問題であり続けているので、考えておいて欲しいものである。

【採点講評】 本設問を見て、まず気付かねばならない検閲と事前抑制という論点であるが、実際にはやっと過半数の受験者が気付いたに過ぎない。基本的には、これが得点を大きく左右した。気付けば高得点となった。学問の自由や思想信条の自由について論及した者にもそれなりの得点を付与したが、国家的制度なので検定を丸々甘受せよという趣旨の解答は人権感覚・憲法感覚の欠如を感じざるを得ない。

問題 2

【出題意図】 統治機構に関する基本問題についての理解を問う出題である。首相の指揮監督権については、内閣制度を扱う場合には必ず触れられる論点であるから、基本書を読んでいれば、解答は容易なはずである。

【採点講評】 内閣総理大臣地位と権限に関する出題で、基本書を読んでいれば、容易に解答できるのではと考えていたが、そうでもなかったようである。そもそも憲法上の内閣総理大臣の地位を明治憲法下でのそれとの対比で考えるという視点を欠いているために、日本国憲法において首相がどのように位置付けられているかで躓いてしまったようである。毎年のことながら、日本国憲法の統治構造についても、もう少し関心をもってもらいたい。

問題 3

【出題意図】 行政手続法の意見公募手続の趣旨について、基本的な理解を確認するものである。いずれの設問も、行政作用法の重要な論点に関わるものであるから、基礎が押さえれば、解答は容易であろう。

【採点講評】 (1) は基本的な設問であり、良くできていた。(2) は、法規命令と答えた者も少なくなかったが、審査基準・処分基準は行政外部的効力を一切有しないと断言することもできない。この点を根拠に掲げて、法規命令であると答えた場合には、説得力のある根拠であり、得点を与えた。(3) は、法 39 条以下を書き写せば相応の得点になる。(4) については、法 2 条 8 号イとの関係性を示せていないものが多かった。審査基準・処分基準は行政外部的効力を有しうる重要なものであるとの趣旨が述べられていれば、得点を与えた。おおむね、期待された水準に達していたといえよう。